

津市木造住宅耐震診断

1. 対象者

津市に対象住宅がある所有者の方です。

2. 費用

無料

3. 対象住宅

次の①～④のすべてに当てはまる住宅です。

- ① 昭和56年5月31日以前に建てられた（着工された）木造住宅であること
- ② 3階建て以下であること
- ③ 延べ床面積の過半が住宅の用に供されているもの
- ④ 在来軸組工法、伝統工法、枠組工法の住宅。

注意!!

- ・丸太組工法（ログハウス）、プレハブ工法、その他大臣等の特別な認定を受けた工法は除きます。
- ・増改築等の状態により、対象外となる場合があります。

『ご自分の住宅が、もしかしたら対象外なのでは?』という不安をお持ちの方は、都市計画部建築指導課に御相談下さい。

4. 申し込み時に必要な書類

申込書（建築指導課および各総合支所地域振興課で配布の用紙）

5. 申し込み受付け

都市計画部建築指導課、各総合支所地域振興課、各出張所

ご 注 意 ！

最近、市役所を名乗って無料耐震診断を行おうとしたり、住人の危機感をあおって耐震改修を迫る業者が見受けられるようです。

市が行う無料耐震診断では、改修を勧誘することはありません。

木造住宅耐震診断の流れ

申請手続き

① 申し込み

建築指導課、各総合支所地域振興課、各出張所へ申請書を提出して下さい。

② 耐震診断決定通知の受理

市から「耐震診断等実施決定通知書」を郵送します。

③ 診断日の打合せ

住宅を診断する専門家が、申し込まれた方（受診者）に診断日等の都合を電話で問い合わせします。

④ 診断実施

診断時には、診断者(専門家)がお伺いして床下や天井裏の状態を調べますので、点検できるよう準備しておいて下さい。

⑤ 診断結果報告

診断後、診断者(専門家)は申し込まれた方に連絡した上、再度お伺いして診断結果とその説明を行います。
なお、診断者は耐震改修工事などの営業活動はいたしません。

津市 都市計画部 建築指導課
〒514 - 8611 津市西丸之内23番1号
TEL : 059-229-3187 / FAX : 059-229-3336
E-mail : 229-3185@city.tsu.lg.jp